

平成 21 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 ヒラキ株式会社
代 表 者 名 代表取締役 向畑 達也
(コード番号 3059 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役経営戦略室長
浅野 雅史
(TEL 078-731-2322)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定ならびに同日開催の当社第 32 回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役に対し、当社に対する経営参加意識を高めるとともに業績向上の努力に報い、業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的として、ストックオプションとして発行する、新株予約権の募集事項等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権の名称
ヒラキ株式会社第 3 回新株予約権
2. 募集新株予約権の割当対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 1 名に対し、200 個を割り当てる。
3. 募集新株予約権の総数
200 個とする。
4. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式 20,000 株とする。
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。
ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
5. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。
新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

6. 行使価額の調整

①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 上記算式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30日取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、平均値は円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ii 上記算式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は開始日の属する月の前月末日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、上記算式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③上記①および②に定める場合の他、割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

7. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成28年6月30日までとする。

8. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

10. 募集新株予約権の取得事由および条件

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位喪失により新株予約権を行使できなかつた場合、新株予約権を無償で取得できる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に募集新株予約権を無償で取得することができる。
- ③その他の条件については、当社第 32 回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘定の上、上記 4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 5. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘定の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 (3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 7. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 7. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 8. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

上記 10. に準じて決定する。

12. 募集新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取扱い

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

13. その他募集新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合または新株予約権者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問またはコンサルタントとなった場合、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、新株予約権を行使できないものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続を認めない。
- ④新株予約権者は、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
- ⑤その他の条件については、当社第 32 回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

14. 募集新株予約権の払込金銭

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

15. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 21 年 7 月 1 日

16. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記 6. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第 281 条第 1 項の規定に従い現金にて当社が定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

17. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部（またはその時々における当該業務担当部署）

18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

19. 発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権の閲覧に供するものとする。

20. その他募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上